

いずみ

練馬西法人会
新会員募集

《問い合わせ》
事務局 TEL03-3923-7272

2018

夏

summer

vol.111

特集

第七回通常総会の報告

アトリエ翔
山路 寛子さん

C O N T E N T S

- | | | | |
|-------------------------|---|---------------------------|----|
| ■ 第7回通常総会 | 2 | ■ 税の漫画講座 | 10 |
| ■ 平成30年度事業計画 | 4 | ■ 支部・部会・委員会活動報告 | 12 |
| ■ 平成29年度収支決算・平成30年度収支予算 | 5 | ■ 税理士会ニュース、練馬都税事務所からのお知らせ | 14 |
| ■ 税務署からのお知らせ | 6 | ■ お知らせ、編集後記 | 15 |
| ■ 社長さんこんにちは | 8 | ■ 故事名言、東京商工会議所、表紙の人 | 16 |

第7回 通常総会

公益社団法人 練馬西法人会

代表として感謝状贈呈



小林練馬区議会議長の挨拶



鈴木練馬都税事務所長の挨拶



前川練馬区長の挨拶



◎第七回総会会長表彰者
平成二十九年
度会員増強功
労者表彰
理事 藤島 秀憲 (株)藤島建設(株)

◎平成二十九年
度
会員増強功
労者表彰(東
法連表彰)

理事 矢花 伸之 (株)ワイプラス
理事 小池 道子 (株)イナ・エステート
副地区長 野田 兼惟 (有)野田ライフサービス

◎平成三十年
度
永年勤続役
職員功労者
表彰(東法
連表彰)

理事 高橋 佳子 (マートルハウス(株))
理事 鈴木 昌一 (有)ベルハウジング
理事 山下 嘉正 (有)東京ヤマハツ商事

◎平成三十年
度
全法連功
労者表彰(全
法連表彰)

副会長 荒井 秋海 (株)オオツカ
監事 新井 友和 (株)アライ建物管理

平成三十年 通常総会での表彰者
おめでとうございます

◎第七回総会会長表彰者
(駅前清掃功
労感謝状)

第一支部 金子 晶子 (S M B C 日興証券(株)大泉支店)
第一支部 石黒 達男 (石黒たつお事務所)
第一支部 高松 さとし (高松さとし事務所)
第三支部 本橋 芳一 (有)彩食
第三支部 小松 律子 (燕嶋食品)
第四支部 笹原 ちか糸 (有)笹原電気工事
第四支部 松野 津弥子 (株)松野設備
第四支部 秋田 丈人 (株)オフィス秋田

第一支部 副地区長 吉沼 英之 (有)吉沼建商
第二支部 副地区長 田村 壽章 (有)田村企画
第二支部 副地区長 山田 カネ子 (株)山田工務店
第三支部 常任理事 小松 隆浩 (小松電気工事(株))
第四支部 常任理事 浅井 洋一郎 (株)佃屋
第四支部 理事 福本 麗子 (大同生命)
第五支部 理事 鈴木 昌一 (有)ベルハウジング
第七支部 理事 柏崎 強 (株)かしわざき



全法連・永年勤続役員
・会員増強功労者の皆様



会長表彰・会員増強功労者の皆様



駅前清掃功労者の皆様

第7回 通常総会開催



池田練馬西税務副署長挨拶

平成30年6月14日(木)練馬区立勤労福祉会館に於いて第7回通常総会が開催され、池田練馬西税務副署長他、多くの来賓及び会員のご出席を頂きました。総会は、初めに平成29年度事業・収支決算報告及び監査報告の件について審議、承認され新監事の選出が可決されました。その後、30年度の事業計画・収支予算について報告がありました。第二部として、感謝状・記念品の贈呈、ご来賓からのご祝辞を頂きました。懇談会では、前川練馬区長のご祝辞を頂いた後、来賓と会員との和やかな懇談の場となり、約150名の方々に参加されました。



高橋会長の挨拶

第七回通常総会会長挨拶

公益社団法人 練馬西法人会 会長 高橋 利充

本日は、公益社団法人練馬西法人会第七回通常総会を開催いたしましたところ、このように沢山の皆様方にご参集いただき誠に有難うございます。そして、その中でもご多用の中、練馬西税務副署長 池田誠様、東京都練馬都税事務所長 鈴木秀章様を始め多くのご来賓の皆様方にご臨席戴き、改めて御礼申し上げます。さて、私たちの国日本が平昌オリンピックに於いて史上最高のメダルを獲得するという事は、私たち日本人に感動と勇気を与えてくれたことは記憶に新しいこととございます。けれども私たちの国、政治においては森友問題、加計問題そして公文書の偽装など、様々な形で政治を混乱させています。経済においても、経済の回復帰兆が見られると言っても、私たちに実感として伝わっておりません。このような中で、私も練馬西法人会は昨年十一月三十日に東京都公益認定委員会の二度目の立入検査を受けました。多少の修正はありましたが、これも日頃から、副会長・常任理事・理事皆様と会員の皆様のご支援のお蔭と深く感謝申し上げます。昨年の総会にて決議された事業に則り、我々は事業を進めてまいりました。滞りなく実行できたものと自負しております。その中で年度当初、三つの方針を出させて頂きました。一つ目は会員の顔の見える法人会にしたい、二つ目は広報力の強化、三つ目は各部門の強化、各リーダーの方々率先してこの問題に取り組んで頂きまして、ある程度の成果が認められたものと思っております。今年、私はこの三つの方針を継続し、さらなる成果を収めるための重点施策に支部の強化を一つ付け加えさせて頂きたいと思っております。私たちは税務協力団体であると同時に地域に根ざした経済中心団体でもあります。その中で、私どもは七つの支部がそれぞれの特徴を持ち、地域のまとまりもあります。そういった意味で、私は支部を強化することが、支部の懇親を深めることとなり、また、法人会が地域の町内会としての機能を高めることにもなり、支部の強化に繋がるものと思っております。詳細についての施策は、担当役員から指示があるかと思えます。ご臨席頂いている皆様方に於いても、ご協力を賜りたいと会長として宜しくお願い申し上げます。我々は法人会というものをより良く改善していかなければ、練馬西法人会会員一人一人が会員で良かったと思える満足感を築けないと思えますし、また未加入法人会の方々是非私たちの練馬西法人会に入って頂けるような会を目指して行きたいと思えます。最後に皆様方のご健勝と企業の発展、練馬西法人会のみならず発展することを祈念し私の挨拶とさせて頂きます。



丸山副会長閉会挨拶



荒井副会長の表彰者報告



新井監事の監査報告



本橋副会長事業報告



森副会長開会挨拶



平成29年度 収支決算書

事業活動収支の部

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月31日 (単位:円)

科目	予算額	決算額	差額	摘要
1. 事業活動収入				
(1) 基本財産運用益	-	-	-	
(2) 特定資産運用益	1,500	1,110	390	
(3) 受取会費	19,500,000	19,724,850	-224,850	
(4) 事業収益	4,939,900	4,505,301	434,599	
(5) 受取補助金等	11,642,600	11,562,600	80,000	
(6) 受取負担金	1,844,000	611,390	1,232,610	
(7) 受取寄付金		0	0	
(8) 雑収益	385,000	154,040	230,960	
経常収益計	38,313,000	36,559,291	1,753,709	

2. 事業活動支出

(1) 税の知識の普及を目的とする事業	8,475,340	8,059,386	415,954	
(2) 納税意識の高揚を目的とする事業	5,887,846	5,626,364	261,482	
(3) 税制・税務に関する調査研究、提言目的事業	1,642,280	1,520,639	121,641	
(4) 地域企業の健全な発展に資する事業	2,364,162	3,355,011	-990,849	
(5) 地域社会への貢献を目的とする事業	4,189,168	4,256,518	-67,350	
(6) 会員の福利厚生等に資する事業	1,334,131	1,418,824	-84,693	
(7) 会員の交流等に資する事業	10,058,959	7,011,755	3,047,204	
(8) 管理費	4,361,114	5,622,735	-1,261,621	
事業活動支出計	38,313,000	36,871,232	1,441,768	
事業活動収支差額	0	-311,941	311,941	

平成30年度 収支予算書

経常増減の部

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日 (単位:円)

科目	H30年度予算	H29年度予算	差額	備考
(1) 特定資産運用益	2,000	1,500	500	
(2) 受取会費	20,647,200	19,500,000	1,147,200	
(3) 事業収益	1,300,000	4,939,900	-3,639,900	
(4) 受取補助金等	11,675,200	11,642,600	32,600	
(5) 受取負担金	5,475,500	1,844,000	3,631,500	
(6) 雑収益	333,000	385,000	-52,000	
経常収益計(A)	39,432,900	38,313,000	1,119,900	

科目	H30年度予算	H29年度予算	差額	備考
(1) 公益目的事業	22,525,070	22,558,796	-33,726	
(2) 収益事業等	12,155,630	11,393,090	762,540	
(3) 管理費	4,745,200	4,361,114	384,086	
経常費用計(B)	39,425,900	38,313,000	1,112,900	
当期経常増減額(A)-(B)	7,000	0	7,000	

平成30年度 事業計画

本部事業		
税金〇×クイズと映画鑑賞	8月25日(土)	石神井区民交流センター
役員合同研修会	9月28日(金)	勤労福祉会館
税務合同研修会	10月26日(金)	大泉学園ゆめりあホール
税制研修会	11月26日(月)	勤労福祉会館
賀詞交歓会	平成31年1月22日(火)	ホテルカデンツア光が丘

同好会		
ゴルフ同好会 地域交流チャリティゴルフ大会	10月5日(金)	美里ロイヤルゴルフクラブ

協賛事業		
簿記3級初級講座(終了)	4月8日(日)~5月27日(日)(計6回)	法人会 会議室
年末調整説明会	11月6日(火)午前午後	関区民ホール
	11月8日(木)午前午後	大泉学園ゆめりあホール

支部事業		
1支部研修会(終了)	6月25日(月)	勤労福祉会館
2支部研修会(終了)	6月25日(月)	勤労福祉会館
3支部研修会	10月2日(火)	きらぼし銀行 上石神井北支店
4支部研修会(終了)	7月27日(金)	東京信用金庫 武蔵関支店
5支部研修会(終了)	6月25日(月)	勤労福祉会館
6支部研修会	9月14日(金)	西武信用金庫 大泉支店
7支部研修会	平成31年2月6日(水)	大泉地域集会所

女性部会事業		
野外研修会(終了)	5月23日(水)	茨城:メロン狩り
秋季研修会	10月17日(水)	勤労福祉会館
絵はがきコンクール表彰式	平成31年1月30日(水)	勤労福祉会館

青年部会事業		
野外研修会(終了)	7月1日(日)	横須賀長井海の手公園
租税教室	11月~平成31年2月	区内小学校
献血大会	11月16日(金)	練馬西税務署駐車場内
秋季研修会	9月7日(金)	OZバンケットホール

源泉部会事業		
研修会	6月22日(金)	練馬西税務署
	8月23日(木)税制委員会との合同研修会	勤労福祉会館
	9月27日(木)	勤労福祉会館
	11月2日(金)	練馬西税務署
	12月14日(金)	練馬西税務署
	平成31年2月8日(金)	勤労福祉会館



賀詞交歓会



チャリティゴルフ大会



簿記研修会閉講式



支部研修会



女性部会秋季研修会



青年部会野外研修会



源泉部会合同研修会

練馬西税務署(新旧)幹部職員名簿

平成30年7月10日発令

職名	新任者		前任者		
	氏名	前任地	氏名	転出先	
署長	山下 昭博	局 調査四部	平川 伸一	ご勇退	
副署長	柄川 弘一	日本橋	池田 誠	大阪国税不服審判所	副審判官
総務課長	河村 真紀	留任	河村 真紀	留任	
総務課長補佐	武田 俊一	留任	武田 俊一	留任	
法人1統括官	村上 一義	留任	村上 一義	留任	
法人2統括官	山本 昌司	局 査察部	武富 靖	保土ヶ谷	法人3 統括官
法人3統括官	佐々木 実	留任	佐々木 実	留任	
法人1上席(審理)	河合 孝幸	留任	河合 孝幸	留任	
法人1上席(源泉)	小野田 裕紀	八王子	花房 聡子	四谷	法人3 上席

◆◆◆着任のご挨拶◆◆◆



練馬西税務署長
山下 昭博

残暑の候、公益社団法人練馬西法
人会の皆様方には益々ご清栄のこと
とお慶び申し上げます。
私は七月の人事異動で東京国税局
調査第四部から参りました山下で
ございます。前任の平川署長同様ご高
配を賜りますよう、よろしく願
い申し上げます。
高橋会長をはじめ役員並びに会
員の皆様方には、日頃から税務行政の
円滑な運営に對しまして、深いご理
解と多大なるご支援を賜り、心より
御礼申し上げます。
貴会におかれましては、正しい税
知識の普及と税の啓発活動や地域社
会に貢献する事業活動に取り組み
ていらつしゃいます。特に昨年は、
小学生を対象とした二十一校に及ぶ
租税教室の実施や、五二二作品もの
応募があった絵はがきコンクールな

ど、積極的に取り組まれたと聞いて
おります。
私どもといたしましても、このよ
うな活動は、納税意識の向上を図
る上で、非常に重要なものと考えて
おり、貴会の皆様のこうしたご尽力
に對しまして、深く敬意を表します。
さて、最近の税務行政を取り巻く
環境は、経済社会の国際化、広域化、
高度情報化の急速な進展など、一層
厳しさを増しております。
こうした中で、私ども税務署は、
「適正・公平な課税と徴収」に努め
るとともに、法律の改正等につ
いては、広報や相談に十分応じら
れる体制をとり、皆様のご理解と
信頼を得ていくことが重要だと考
えております。
特に、来年十月から消費税率の引
き上げとともに軽減税率制度が導
入され、さらには、二〇二三年十
月からは、いわゆるインボイス制
度である適格請求書等保存方式が
始まりま
す。
これらの制度は、多数の事業者や
納税者の方々に影響を与えること

なり、制度を円滑に進めていくにあ
たり、周知・広報活動がより一層必
要となります。
そこで、貴会との連携・協力が、
より大切なものになってきます。
会員の皆様方には、引き続きご理
解とご支援、ご協力を賜りますよう
お願い申し上げます。
結びにあたり、公益社団法人練馬
西法人会の益々のご発展と会員の皆
様方並びにご家族の皆様のご健勝と
事業のご繁栄を祈念いたしまして、
着任の挨拶とさせていただきます。



◆◆◆新幹部職員紹介◆◆◆



山下 昭博
署長



柄川 弘一
副署長



山本 昌司
法人2統括官

ガンバル 社長さん こんにちは

有限会社栄泉



店主 佐藤 洋一

大泉学園町 1-12-2
電話 03-3924-8499

地元根付いた、お店を！

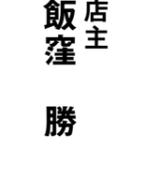
当店は昭和四十七年に、大泉町で開店いたしました。三年程で、大泉学園に移りこの地で四十年以上和菓子屋をさせていただいております。これもひとえに、皆様の暖かいご支援のおかげと、心より感謝申し上げます。「栄泉」と言う名前は、先代の名前が「栄一」の栄。そして、「大泉」の泉を合わせ、「栄泉」になりました。

先代から始まった「栄泉」は、茶饅頭、団子、大福などを販売し、中でもカステラは、全国菓子博覧会で会長賞に選ばれました。そのころから、お客様が言われる事は、「練馬のお土産になるも



地元の野菜や果物をお菓子に

第7支部 居酒屋 遊・遊



店主 飯窪 勝

大泉町 4-20-8
電話 03-5905-2057

街のオアシス

開業して、二十三年間という月日がたちました。

地元で生まれ育ち結婚・子育て、この町だからお店を続けていったのかもしれない。二十歳で、調理の道に入りフランス・イタリア店で修行を致しました。

三十歳で、今の店「居酒屋 遊・遊」を本営に、閑静な住宅街にぽつんとあるお店。当初は、本営にお客様が来てくれる心配でした。

そして、立地という事で全て洋食主体で、やっていけるのか。この町は、職人さんや比較的年齢の高い方が多く住んでいます。

毎日寄って下さるには、日本食を主にし洋食をおさえつつここでしかないメニューを考えなければなりません。

ここで、まさか「焼き鳥」を焼くとは、自分でも思いませんでした。



街のオアシス「居酒屋 遊・遊」

第6支部 東京信用金庫 大泉支店



支店長 村野 孝介

大泉学園町 7-16-21
電話 03-3978-8011

お客様から一番に相談される金融機関を目指して

当支店は昭和六十一年に開店し、現在の練馬区と新座市との境界であります大泉学園町七丁目目で三十一年間以上、地域の皆様

のを作ってください」との声を頂き、そこで全国でも有名な練馬大根のお菓子を作ろうと思ったそうです。そして「大根最中」の商標登録を取らせていただき、大納言漬し餡、白餡の二種類を作りました。今では、十月～五月まで、大根入り最中の販売もしております。

最中を作る時は、上手くいかず、大変だったと聞きます。最中の形や、大きさはどうする？パッケージ袋はどういった形がいいか！等々、思考錯誤の未 completion でした。それから、練馬大根に関する和菓子を幾つか作ってみました。饅頭、羊羹、洋菓子屋さんとコラボした、クッキー等。最近では、練馬産の「ブルーベリー」「栗」なども使ったお菓子も季節限定ですが、作っております。

お客様に、笑顔で美味しかったですと言われる事を目標としています。まだまだ、練馬産の果物、野菜等ありますので微力ながら、練馬も宣伝しつつ、一緒に大きくなれたら、と思っています。

第7支部 株式会社伊藤園 練馬支店



支店長 中尾 景一

南田中 4-9-25
電話 03-5393-5211

創業の地練馬

皆様、いつも大変お世話になっております、おーいお茶の伊藤園です。

株式会社伊藤園は昭和四十四年五月に練馬区大泉学園にて本社を創業しました。皆様の中には、創業時の伊藤園をご存知の方もいらっしゃると思います。現在は渋谷区に本社を移転しておりますが、現在でも南田中に練馬支店として、練馬区の地に伊藤園がございます。

私たちの仕事は、主にルートセールスと言う、ドリンクカーで一件一件社員が訪問し、

お客様と直接商談し、商品を納めることが日々の業務となります。自動販売機も同様に訪問、納品を行っております。販売品目は飲料全般、お茶、コーヒー、麦茶、野菜ジュース等、茶葉やティーバック、顆粒茶など、多分スーパリーやコンビニで見かけすることもございます。是非一度御賞味下さい。

お茶は日本の伝統的な飲料で、私たちは、お茶の文化の継承として、お茶の美味しい入れ方を体験できるお茶セミナーの開催も行っております。伊藤園社員でティーテイスターという資格を持つ者が、講義と実技を皆様にご提供し、急須で美味しく入れる方法を習得できますので、ご希望がありましたら、お気軽にご相談ください。

このように商売の他にも地域の皆様にお茶セミナーなどで、少しでもお役に立てるようなイベントも行って参りたいと思っております。今後とも宜しくお申し込み申し上げます。



南田中の練馬支店



頼りにされる金融機関を目指して

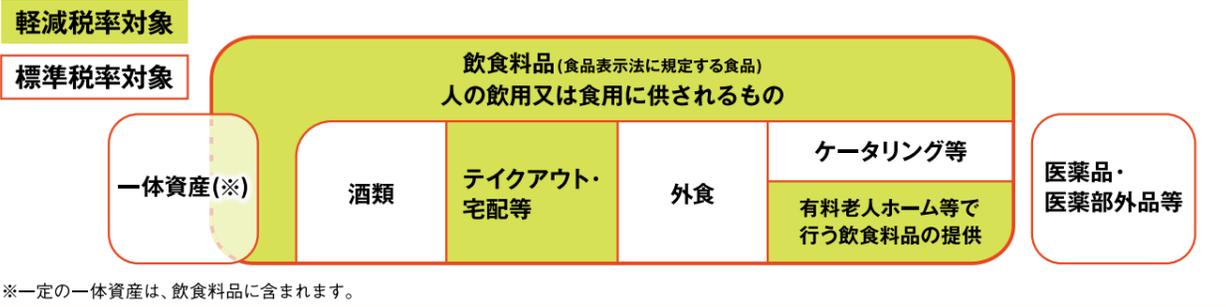
平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

- 飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



※一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者

- 飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方** 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
- 飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方** 仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
- 免税事業者の方** 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ

- 免税事業者** 課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。
- 課税事業者** 免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等(区分記載請求書等)を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- 課税仕入れを行った年月日
- 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳(仕入)				
XX年	月	日	摘要	借方(円)
11	30		△△商事(株) 11月分 日用品	10% 88,000
11	30		△△商事(株) 11月分 食品	8% 43,200

《請求書の記載例》

- 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- 課税資産の譲渡等を行った年月日
- 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			△△商事(株)
日付	品名	金額	
11/1	魚	5,400円	10%対象 88,000
11/1	牛肉	10,800円	
11/2	お菓子	2,200円	
合計		131,200円	8%対象 43,200
		10%対象 88,000	
		8%対象 43,200	

※は軽減税率対象品目

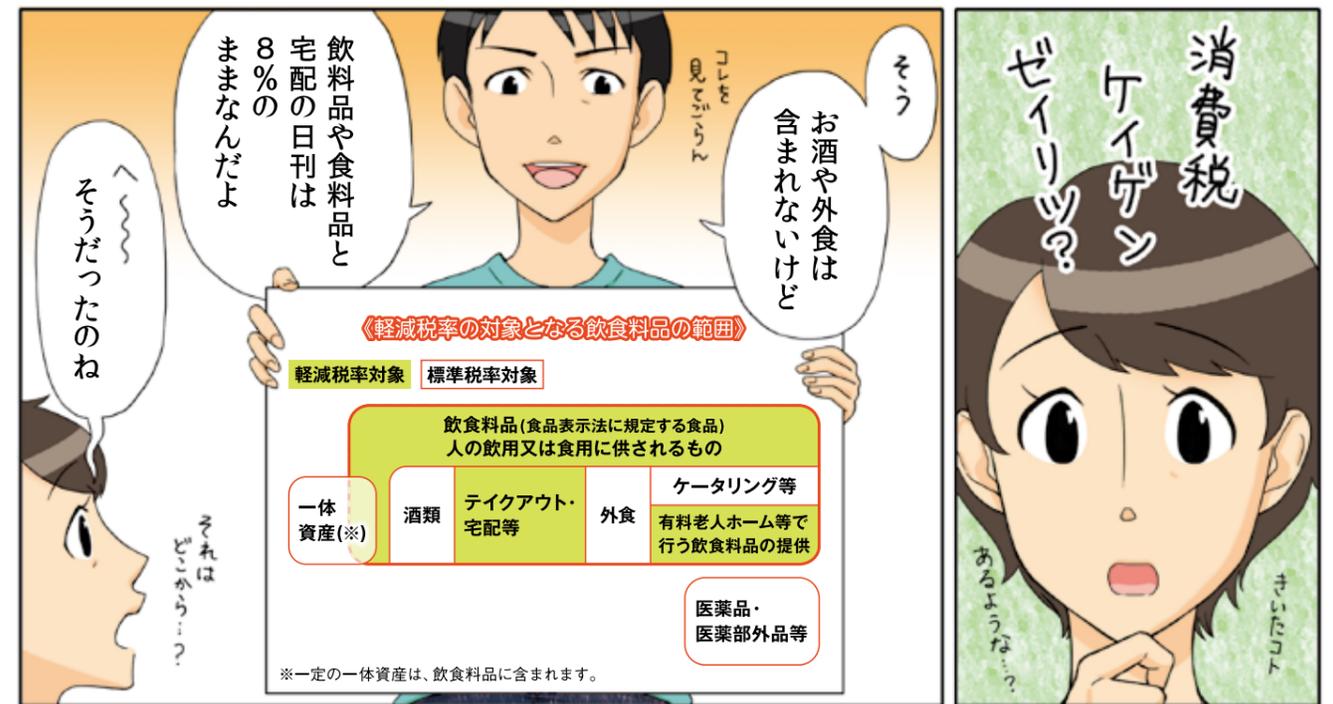
軽減税率制度に関するお問い合わせ先

○軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
 【専用ダイヤル】0570-030-456
 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)



高橋家の暮らしと税

その2 消費税の軽減税率



青年部会 バス研修会



太陽の下で記念撮影

日時 30年7月1日(日)
場所 横須賀長井海の手公園 ソレイユの丘
人数 33名

2支部 青少年育成野球大会



少年野球大会 開会式

日時 30年7月15日(日)
場所 上石神井北小学校

4支部 研修会



能面の説明を受ける皆さん

日時 30年7月27日(金)
場所 東京信用金庫
武蔵関支店3階会議室
人数 50名 河合 席上調査官の講演

詳しい情報はホームページをご覧ください。
www.nerimanishi-houjinkai.or.jp

練馬西法人会 検索

3支部 バス研修会



藤子F不二雄ミュージアムにて

日時 30年6月20日(水)
場所 藤子F不二雄ミュージアム・
岡本太郎記念館・深大寺
人数 20名

源泉部会 開講式



池田副署長の挨拶

浅井源泉部会長

日時 30年6月22日(金)
場所 練馬西税務署 2階会議室
人数 23名

1・2・5支部合同研修会



講師の坂上順様

1.2.5支部の支部長

日時 30年6月25日(月)
場所 勤労福祉会館
人数 110名

簿記研修会 閉講式



簿記修了証書授与

日時 30年5月27日(日)
場所 練馬西法人会 事務局
人数 22名

拡大厚生連絡協議会



日時 30年5月29日(火)
場所 勤労福祉会館
人数 47名
井口委員長の挨拶

公益事業委員会 駅前清掃



駅前清掃に参加した皆さん

日時 30年6月9日(土)
場所 大泉学園・石神井公園・
上石神井・武蔵関の4駅前
人数 77名

源泉部会 野外研修会



高麗神社前にて

日本酒の製造工程見学

日時 30年5月8日(火)
場所 高麗神社・聖天院・五十嵐酒造
サイボクハム
人数 24名

わんぱく相撲



青年部会の皆さん

日時 30年5月20日(日)
場所 光が丘体育館
人数 青年部会7名

女性部会 バス研修会



参加した女性部の皆さん

めんたいパーク

日時 30年5月23日(水)
場所 茨城大洗方面
(めんたいパーク・フォーレスパーク)
人数 23名

税理士会ニュース

今回は、平成三十一年度税制改正について説明したいと思います。

収益認識に関する会計基準の導入に伴い、次の改正が行われました。

① 法人税における収益認識等について、収益認識時の価額及び収益の認識時期について法令上明確化されました。

② 返品調整引当金制度及び延払基準（長期割賦販売等）が廃止となります。

実務上留意すべきは、長期割賦販売等の延払基準の廃止です。改正前は、長期割賦販売等に該当する資産の売却をした場合に、その資産の売却に係る収益の額及び費用の額について、その目的物又は役務の引渡し等を行った事業年度以後に延払基準の方法により経理したときは、当該各事業年度の益金の額及損金の額に算入する。とされていました。

しかし改正後は延払基準を適用している法人について、従来よりも益金の認識基準が早くなることとなり、実際に代金が入金されるよりも前の段階で課税が生じることになります。

経過措置として平成三十年四月一日前に長期割賦販売等に該当する資産の売却等を行った法人においては、平成三十五年三月三十一日までに開始する事業年度までは現行どおりの処理が可能となり、平成三十年四月一日以後に終了する事業年度については、延払基準の適用をやめた場合の繰延割賦利益額を十年均等で収益計上することができず。

なお、消費税法においても長期割賦販売等の延払基準による計算制度は廃止となります。

また、所得拡大促進税制の改組が行われ、賃上げ及び人材投資に積極的に取り組む企業に対する当該税制措置が強化されています。



渡辺浩章 広報部長

行事案内

駅前清掃

開催日 平成三十年九月八日(土)

場所 大泉学園駅南口
石神井公園駅北口
上石神井駅北口
武蔵関駅南口

時間 午前八時から午前九時

※雨天の場合九月十五日(土)です。



ゴルフ同好会 チャリティゴルフ大会開催のご案内

開催日 平成三十年十月五日(金)

場所 美里ロイヤルゴルフクラブ



献血大会のご案内

開催日 平成三十年十一月十六日(金)

場所 練馬西税務署 駐車場

時間 午前十時から午後四時



献血していただいた方に「花の小鉢」と「けんけつちゃんグッズ」をプレゼント

※同時に骨髄バンクドナー登録も実施しています。

平成30年度 決算法人説明会及び新設法人説明会

- 決算法人説明会
 - 平成30年9月26日(水)
 - 平成30年10月24日(水)
 - 平成30年11月21日(水)
 - 平成31年1月23日(水)
 - 平成31年3月下旬予定
 - 時間：午後1時30分～午後4時
 - 会場：(公社)練馬西税務署2階大会議室
- 新設法人説明会
 - 平成30年11月28日(水)
 - 平成31年2月28日(水)
 - 時間：午後1時30分～午後4時
 - 場所：(公社)練馬西法人会事務局

※詳細は、後日案内させていただきます。



血液型はもちろん、血液中の肝臓・腎臓・コレステロール他、400mlにご協力頂けました方には赤血球・白血球・血小板数など、血液構造の検査結果も後日10日前後で自宅に親展でお送りします。

※献血基準は16歳～69歳までの方

※献血前には、医師、看護婦による血圧、問診、血液比重の測定により、献血頂けるかお調べします。

健康な皆様のご協力をお願いします。



第111号
発行日
平成30年8月20日

発行所 公益社団法人
練馬西法人会
東京都練馬区東大泉6-47-15
電話 03(3923)7272
FAX 03(3923)7285
eメール nerimani@a1.mbn.or.jp
http://www.nerimanishi-houjinkai.or.jp
発行責任者 高橋 利充
編集責任者 荒井 秋海



本誌は、環境にやさしい再生紙・大豆油インクを使用しております。



今年の夏は、六月の梅雨明け宣言・西日本豪雨災害・四十℃を超える連日の酷暑・逆走した台風の襲来などの異常気象、記録上初めての事が頻繁に起きました。それに伴う自然災害により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、一新した「情報誌 いずみ」も二号目(一―一―号(夏号))が発行されました。表紙も会員企業の「働く女性」をテーマに掲載して行きます。その他内容にも工夫を凝らし、親しみのある情報誌を目指して参ります。ご意見やご要望がございましたら、お気軽にお寄せ下さい。

また、練馬西法人会ホームページも迅速な広報を目指し、刷新の準備を進めてまいります。広報活動をより活発に「情報誌 いずみ」「ホームページ」をより良いものにして行きたいと考えて居ります。皆様のご支援・ご協力をお願いします。

広報副委員長 矢花 伸之

編集後記

練馬都税事務所からのお知らせ

中小企業者向け省エネ促進税制 ~法人事業税・個人事業税の減免~

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・ 資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kWh以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) * 空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) * 照明設備(蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具) * 小型ボイラー設備(小型ボイラー類) * 再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

詳しくは主税局ホームページ内「(東京版)環境減税について」をご覧ください
詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

主税局 環境減税 検索

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・ 豊島都税事務所法人事業税第二班・個人事業税班 03-3981-1211(代表)
 - ・ 主税局課税部法人課税指導課(法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・ 主税局課税部課税指導課(個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091



故事名言

「先んずれば人を制す」

【意味】何かやるのに人より先に手を打てば、自分を人を押さえてイニシアチブを取ることができ、後手にまわれば相手にやられてしまうが、先手を取るということは有利なこと。

史記によると、秦の二世元年、秦の暴政に反抗して蜂起した陳勝・呉広の農民軍は、途中次第に勢力を加えて破竹の勢いで首都の咸陽を目指して進んでいた。江東の会稽郡の郡守をしていた殷通もこれに参加しようとし、有力者の項梁を招き、「この形勢ではもはや秦は滅びる運命にある。先んずれば即ち人を制し、後れば即ち人の制する所となる。（人より先にやれば人を制し得るが、後れば自然に人に制せられる）という。ついでに君と桓楚の二人に指揮を任せて兵を挙げたいがどうか」と相談した。すると項梁は「桓楚は今逃亡中ですが、甥の項羽は行先を知っているから」と言って室の外に出て、項羽と打合せてから戻り、「項羽に桓楚を連れ戻すよう命じて欲しい」と言った。項梁が項羽を呼び入ると、頃合を見て、項羽は突然剣を抜き殷通の首を切り落とした。かくて項梁は自ら会稽郡守となり殷通の精兵をごっそり手に入れて挙兵した。

今の日本では、戦うというイメージが中々理解されにくい。スポーツの中では「機先を制す」という言葉もあれば、横綱相撲のように「受けて立つ」ということもある。

日本経済では創業者の理念は何だったのだろうかと考え、ソフトバンクの孫正義氏、楽天の三木谷氏、誰よりも先駆けて走り続けている。マイクロソフトの創業者であるビル・ゲイツ氏の言葉に面白いものがあった。「自分の出したアイデアを、少なくとも一回は笑われるようでなければ、独創的な発想をしているとは言えない。人と違った発想力が、先んずれば人を制するということにならないだろうか？中国の古典の裏切りのような発想ではなく、いいものを提供するには、「不便」を「便利」という考えがあったのも良いのではないか。

広報委員長 荒井秋海

マル経融資のご案内 ～小規模事業者経営改善資金～

融資限度額 **2,000万円**

返済期間 **運転資金 7年以内**
設備資金 10年以内

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。（会員・非会員の方、問わず利用できます）

利率 **1.11%**

（平成30年7月11日現在）

- ※担保・保証人不要（保証協会の保証も不要）
- ※他に練馬区の利子補給 40%
- ※利用できる方：従業員 20名以下（商業・サービス業 5名以下）
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

窓口
専門相談

法律相談 毎月第1金曜日 午後1時～4時（30分単位）

相談員：弁護士

税務相談 1月～3月 毎週火曜日/4月～12月 毎月第2火曜日 午後1時～4時（30分単位）

相談員：税理士

相談
無料

●問い合わせ先 東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階 区民・産業プラザ内 電話 3994-6521 FAX 3994-6589

●表紙の人

染色工房アトリ工翺

山路寛子さん

Q 工房の特長は
A 和服や帯などをデザインから起こして、友禅や蠟けつなどの手描きにこだわった作品創りをしています。『お揃いで』というご要望がない限りは決して同じ物は創らず、世界でただ一点の絹の作品を日々生み出しています。また、新しく創るだけではなく、お手入れや地色替え、柄の色直しなども承っております。

Q 毎日の仕事の中で感じる喜びや楽しさは
A ラフ図から始めて段階を経て約一ヶ月間をかけて制作していく、最終的に想像通り、理想通りの作品が完成した時の喜びは、なかなか簡単には言い表せません。

Q 着物への想い
A 着物は『着る絵画』とも言われ、明治から昭和初期までの多くの染め物は、画家に近い技術を持った職人さん達が心を込めて描いておられました。よく『洋服は捨てられるけれど着物は捨てられない』と聞くのは、そんな着物のDNAからではないかと思えます。私も、祖母が着ていた着物を受け継ぎ、着させていたでいております。

Q この職種ならではの醍醐味は
A 私が描いた作品や、絵柄や地色を指定されながら依頼いただいた作品が実際に完成し、その作品をお客様に最初にご覧いただいた際、本当に目を輝かせて喜んでいただけたり、また、写真を撮って送っていただいたり、実際にお召しになって訪ねてきてくださったりといった瞬間は、最高に嬉しく思うと同時にこの仕事への手応え、喜びを感じますね。これからも作品の質を追い求めてまいります。

